

## 令和3年度 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防職員(上級)採用試験受験案内

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合（事務局行政係）  
〒988-0104 気仙沼市赤岩五駄鱈43番地2  
電話 0226-22-9111

令和3年度(令和4年度採用)気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防職員(上級)採用試験を、次により行います。

### 1. 採用予定職種及び人員

消防吏員(上級職) 消防士 若干名

### 2. 受験資格

- 1)平成7年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(令和4年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- 2)身体的に次の条件を満たしていること
  - ア.色覚の基準について消防職員として職務執行に重大な支障がなく、両眼とも裸眼視力が0.7以上又は矯正視力が1.0以上であること
  - イ.聴力が正常であること
  - ウ.その他、職務遂行に支障がなく健康であること
- 3)次の人は受験できません
  - ア.日本国籍を有しない者
  - イ.禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ.日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験日時、試験場、試験科目

	試験科目	試験日時(体力測定種目)	試験場所
一次試験	教養試験 適性検査 体力測定	令和3年7月11日(日)午前9時から ①20mシャトルラン ②上体起こし ③握力 ④長座体前屈 ⑤反復横とび ⑥立幅とび ⑦腕立伏臥腕屈伸	気仙沼・本吉広域防 災センター (所在地) 気仙沼市赤岩五駄鱈43番地2
二次試験	小論文試験 人物試験 身体検査	日程等の詳細については、第一次試験合格者に事前に通知します。	同上

※ 試験方法の説明を行いますので、試験開始時刻の15分前までに受付を済ませ、着席願います。(受付開始時間 午前8時から)

#### 4. 試験の内容

- ・教養試験 公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験
- ・適性検査 職務遂行に必要な適性についての検査（2科目）
- ・体力測定 職務遂行に必要な体力についての測定（上記7種目）  
採点は文部科学省の新体力テスト及び(公財)日本スポーツ協会の体力測定の実施要項を参考としています。
- ・小論文試験 公務員として必要な文章による表現力、判断力、思考力等についての記述試験
- ・人物試験 公務員としての適格性についての人物面からの試験
- ・身体検査 所定の項目についての健康診断書(所定の様式により医療機関で受診のこと。)に基づく職務遂行に必要な健康度についての審査。

#### 5. 受験申込手続

受付期間	令和3年5月1日(土)から令和3年6月9日(水)まで ※持参による受付は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとします。 ※郵送の場合は、6月9日(水)午後5時15分到着分までとします。
申込先	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 事務局行政係 〒988-0104 宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈4 3番地2
申込方法	申込書は、本案内はさみ込みのもの又は組合ホームページからダウンロードしたものに必要事項を記載のうえ、写真（縦4cm×横3cm）を貼って、持参又は郵送により申し込んでください。 郵送による場合は封筒のおもてに「受験申込」と朱書きしてください。  【申込書をダウンロードする場合】 ※組合ホームページ（ <a href="http://km-kouiki.jp/">http://km-kouiki.jp/</a> ）
受験票の交付	1) 受験票は受付順に交付又は郵送します。 郵送の場合、6月17日（木）までに受験票が届かない場合は事務局行政係に問い合わせてください。 2) 受験票の郵送（返送）を希望する場合、必ず63円切手を貼って申し込んでください。

#### 6. 合格者の決定及び採用について

- 1) 最終合格者を令和4年度採用者として予定します。
- 2) 採用者は宮城県消防学校に1年間入校し、初任研修を受けます。

## 7. 給 与

給与は気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の条例の規定に基づき支給します。

- ・初任給（令和3年4月1日現在）金額（月額）208,600円（大学新卒者の場合）
- ・その他、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などが、それぞれの要件により支給されます。

## 8. 勤 務 地

気仙沼市、南三陸町の地域内

## 9. 職務内容

消防本部、消防署、分署、出張所などで、主に次のような業務を行います。

- ・火災等の防除及び鎮圧・救急業務・救助業務・その他各種事故、災害時の消防業務
- ・火災予防のための立ち入り検査、指導事務、火災等の原因調査及び損害調査事務

